

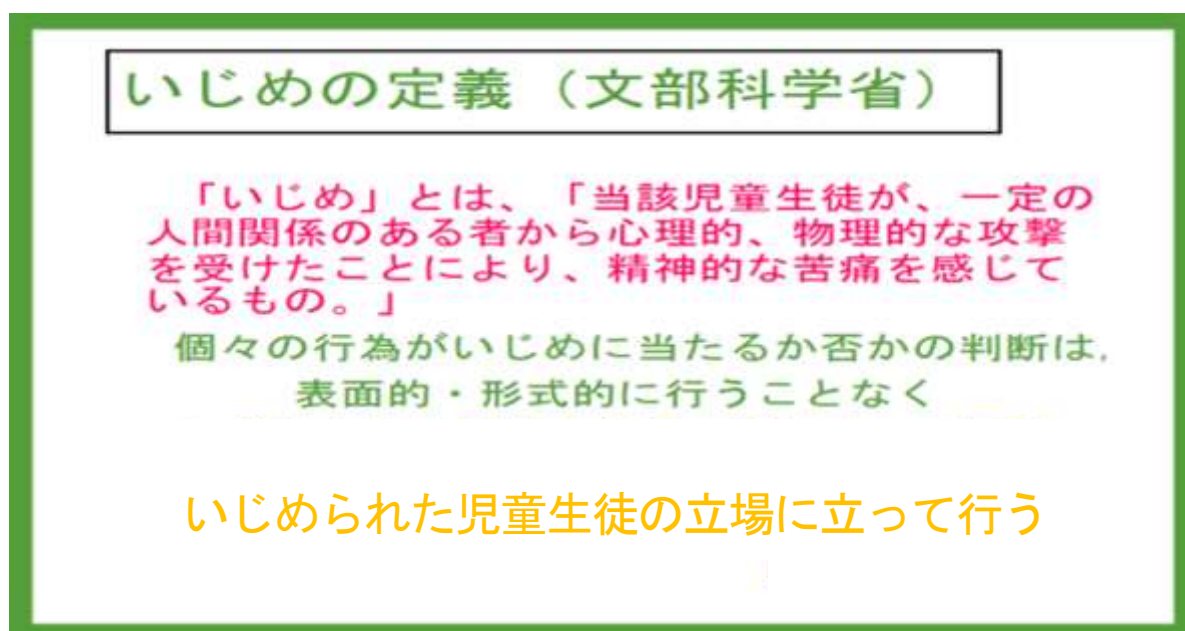
豊橋市立鷹丘小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に全教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

◎いじめとは…



以上に示す定義を忘れず、基本方針に従い、指導していくことを忘れないようにしたい。

◎鷹丘小学校いじめへの対策として（生徒指導計画より）

○日常の児童の様子をよく観察し、いじめのない学校をみざす。

（アンテナを高くして児童及び保護者からの情報収集に努める。）

- ・学級指導、道徳指導を充実させ、「心」を育てる指導に力を入れる。
- ・児童との結びつきを確かにし、どんな相談にも耳を傾ける姿勢をもつ。
- ・落ち着いたまとまりのある学級づくりに努め、どんなことでも話し合える雰囲気づくりを図る。
- ・毎日の観察など、実態把握に努める。（年5回の学校生活アンケートの実施）
- ・家庭訪問や保護者会など、あらゆる機会に情報を集め、また、学校だより等を用い、学校指導方針を理解してもらい、保護者の協力が得られるように努める。

2 いじめ防止対策組織について (生活サポート委員会)

いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、生活サポート主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、保健主事、道徳教育推進教師、スクールカウンセラー、教育相談員、学年生徒指導部員または学年特別支援部員で構成する。

◇「生活サポート」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートで、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度はじめの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行い、絶対に再発させない。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

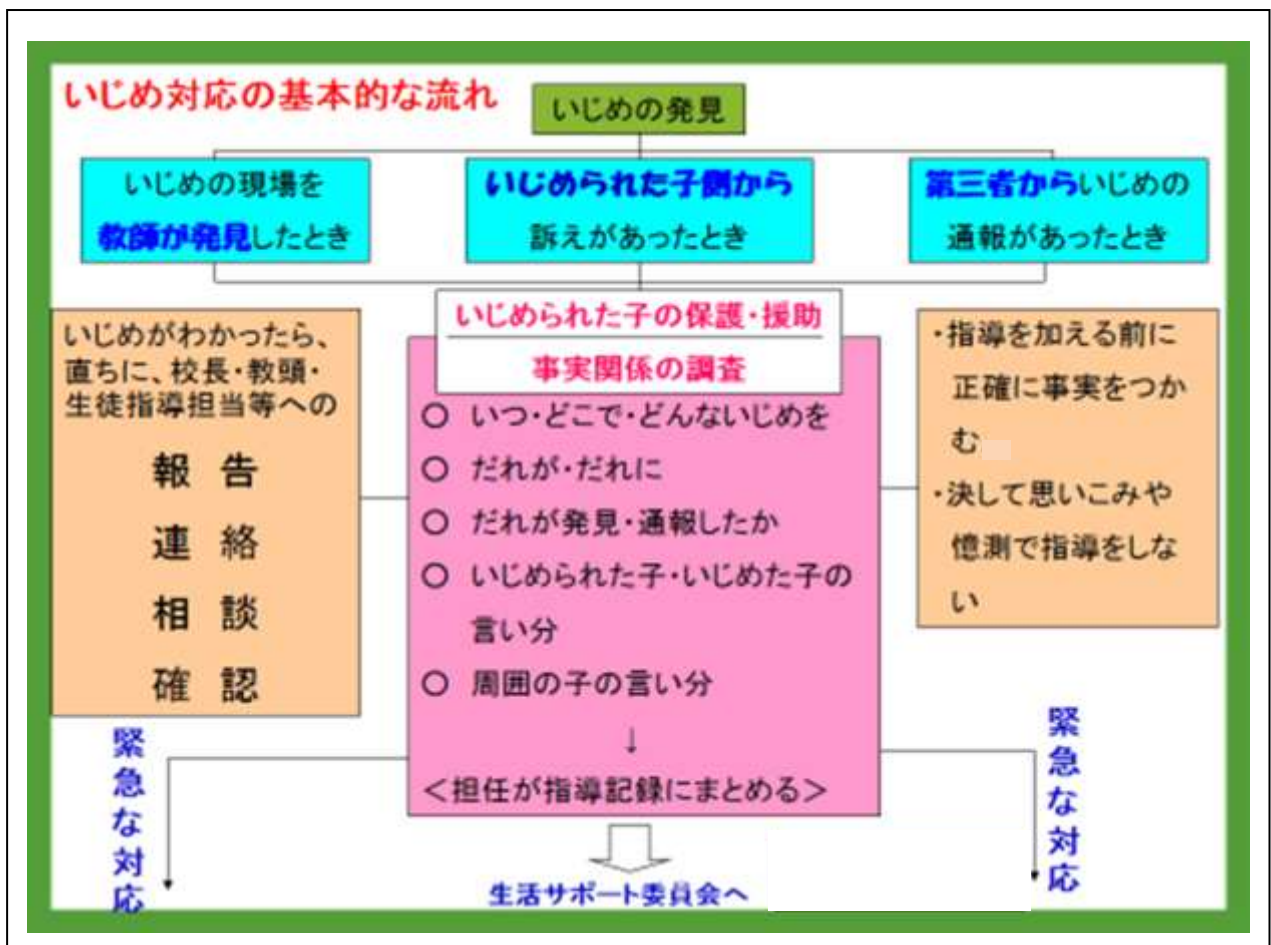
(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 学校生活アンケートや教育相談を定期的に実施（年5回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 校内相談室を整備したり、相談箱を設けるなど、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 学校だより等を活用し、外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

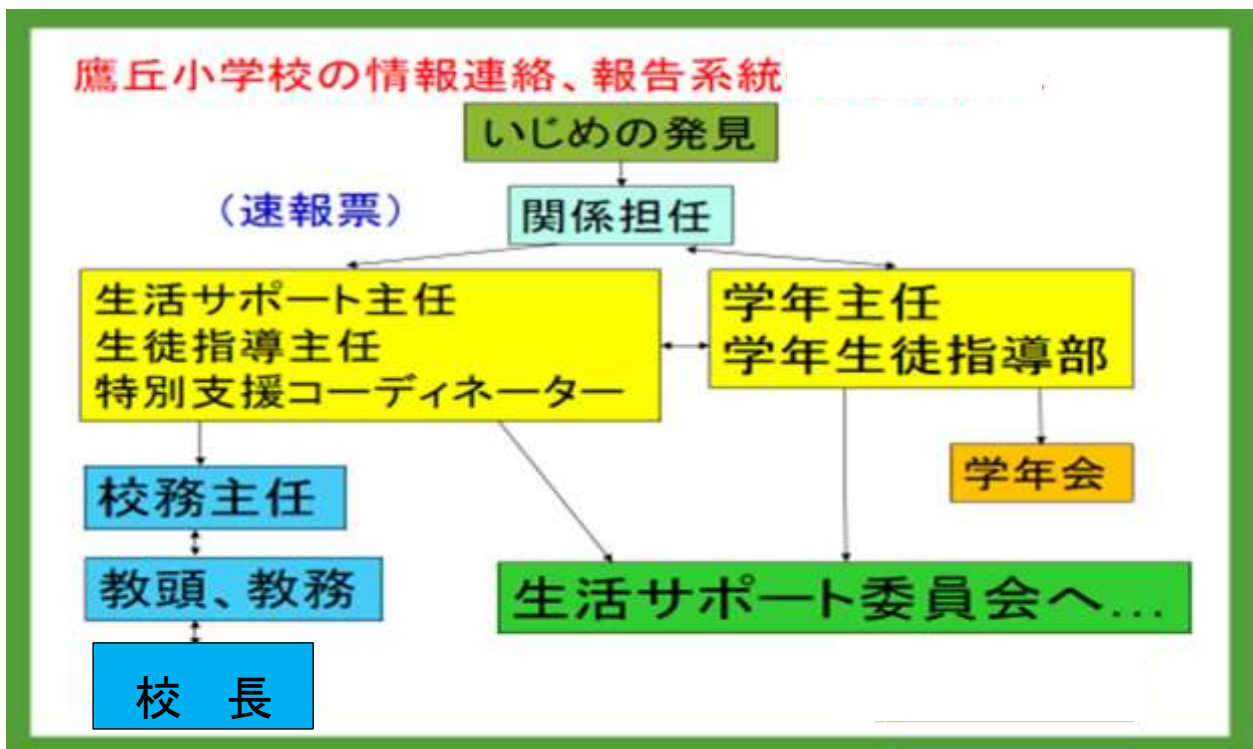
(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けた場合は、「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察等とも連携して行う。

①<鷹丘小学校いじめの発見からの基本的な流れについて>



②<いじめが発見された際の報告連絡、報告系統について>



③<報告連絡後の対応について>



4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「生活サポート委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童生徒や保護者の心のケアに努める。
- (5) 事後については、必要に応じてスクールカウンセラーを活用し、心の様子、安定を図る。

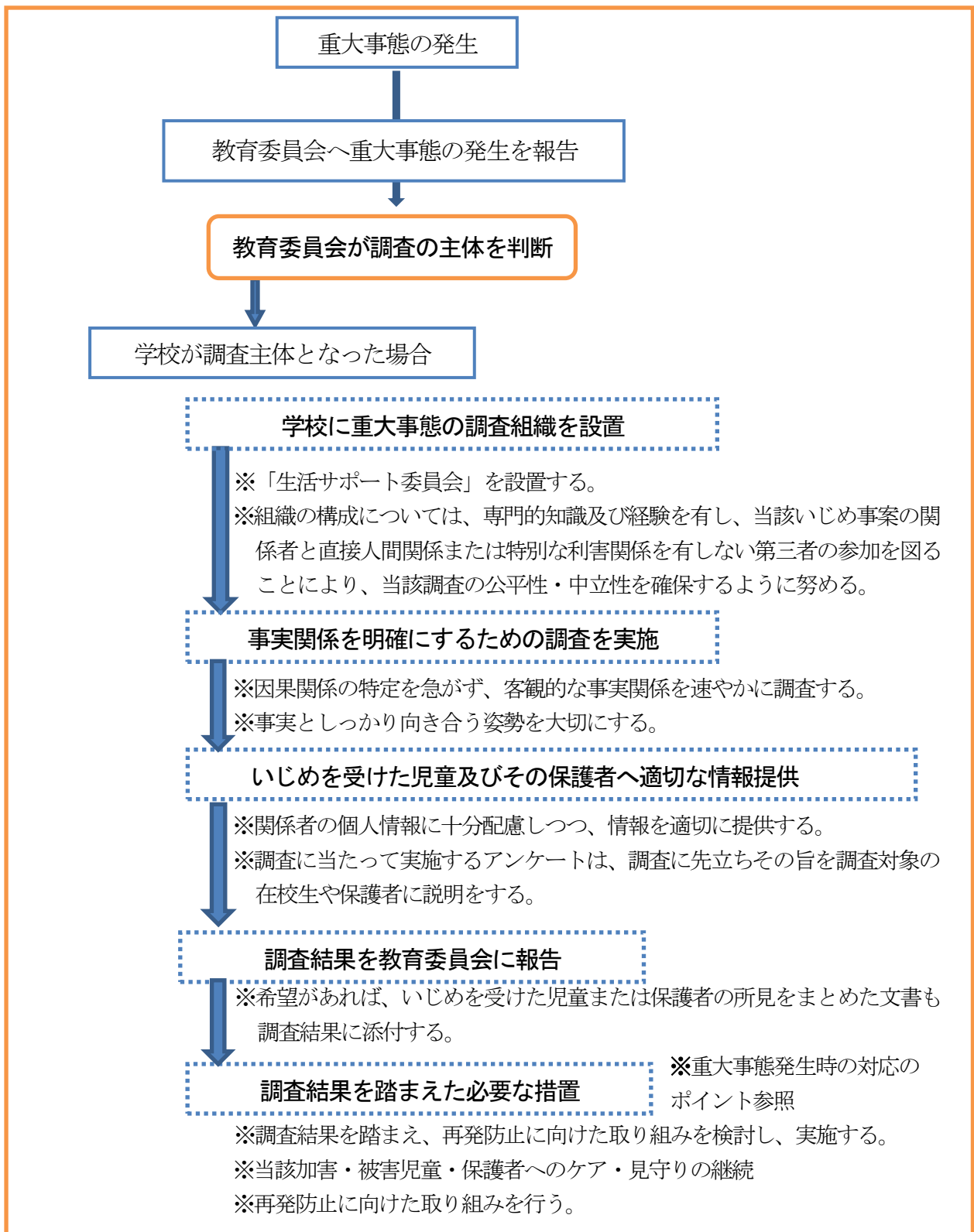
5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（12月）し、生活サポート委員会がいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【重大事態発生時の調査対応図】



【作成上の留意点】

- ◇ (1) いじめについての基本的な認識、(2) 学校がいじめに対する基本姿勢、(3) 育てたい児童生徒の力や教師の役割など、学校がいじめに対してどのように考えているかが分かるように示す。
- ◇ 保護者、地域への発信を念頭に置いて、分かりやすい表現に心がける。箇条書きで記述してもよい。
- ◇ 「学校経営案」をもとに、学校の教育目標、道徳教育の全体計画、人権教育の目標、いじめ・不登校に対する指導方針、学校評価等を参考にまとめるとよい。
- ◇ 文部科学省通知「いじめ防止基本方針の策定について（通知）」（平成25年10月16日付け25教義第663号）の「別添2 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」、豊橋市教委策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」「子どもの自殺予防マニュアル」も参考にするとよい。

【作成上の留意点】

- ◇ いじめ防止に関する組織の名称は「生活サポート委員会」とし、機能としていじめ防止の取り組み等の検討をする組織の中核となることを示す。
- ◇ 「取り組み評価アンケート」については、「生徒指導リーフ増刊号」のP22を参考にするとよい。

【作成上の留意点】

- ◇ (1)いじめの未然防止の取り組み、(2)いじめの早期発見の取り組み、(3)いじめに対する措置 について、考え方を示すとともに、具体的な取り組みを記載する。
- ◇ 取り組み内容、年間の実施回数、実施学年と実施時期、取り組みを実施する組織等を記載する。
- ◇ 取り組み内容のすべてを網羅的に記載するのではなく、本年度の重点取り組み項目や学校として大切にしたい項目を中心に記載するとよい。
- ◇ 取り組み内容については、教職員間で十分な共通認識を図ることが大切である。
- ◇ 文章で記載する方法の他、参考資料「取り組みの年間計画例」のように表でまとめる方法など、学校の実情に合わせて工夫する。
- ◇ (1)いじめの未然防止の取り組み、(2)いじめの早期発見の取り組み、(3)いじめに対する措置の取り組みに対する考え方は、「生徒指導リーフ増刊号」P8～P17を参考にするとよい。